

国内人権機関実現委員会

編集責任 国内人権機関実現委員会 2022.4.1

ニュース No.08

シンポジウム「入管被收容者死亡事件」 「独立した人権機関の必要性を考えよう」

国内人権機関実現委員会委員長 小池 振一郎(第二東京弁護士会)
同委員 中島 広勝(第一東京弁護士会)

本年1月25日、標記シンポジウムを開催した(司会：後藤睦恵国内人権機関実現委員会副委員長(愛知県弁護士会))。

さらに收容後もそのDV加害者から帰国したら危害を加えられ脅迫されていた。駒井弁護士によれば、入管の内規である「DV措置要領」にはDV被害を受けていた外国人の退去強制手続について定めがあり、本来、これに従えばウイシユマさんは收容されるべきではなく、收容されたとしても仮放免が認められるべきであったとのことであった。ウイシユマさんは2度仮放免申請を行ったものの收容が解かれることはなく、後に、入管の職員はこの措置要領の存在自体を認識していなかったことが判明している。

千種氏は、このままでは職員や医師を増やしても変わらないと懸念を示し、被收容者に対する入管側の意識が変わる必要があると訴えた。

千種氏は、このままでは職員や医師を増やしても変わらないと懸念を示し、被收容者に対する入管側の意識が変わる必要があると訴えた。

佐谷道浩日弁連副会長の開会挨拶の後、2021年3月6日に名古屋で收容中に亡くなったスリランカ国籍女性ウイシユマ・サングマリさんの遺族代理人である駒井知会弁護士(東京弁護士会)の基調講演、支援団体の千種朋恵氏の基調報告、白承豪国内人権機関実現委員会委員(兵庫県弁護士会)による日弁連報告がなされた。

收容中、体調が悪化しても適切な医療が受けられず、亡くなる約1か月前の尿検査で「生体が飢餓状態に至っている数値」が示された後も收容が続いて命が奪われてしまった本件について、駒井弁護士は、氷山の一角でありウイシユマさんは「最初の犠牲者」ではないと述べ、彼女を「最後の犠牲者」にしなければならぬと決意を語り、国際人権法を遵守した対応が必要であると強調した。

病院に連れて行ってほしいと求めるウイシユマさんに対して、帰国同意書にサインしたら病院に連れて行くなどの対応をとってまず彼女を追いつき、どんどん体調が悪化して亡くなる3日前の面会では、素人目にもこのままでは死んでしまう、と思われるような状態だったようである。一方で、千種氏は、ウイシユマさんが最後まで、強く生きようとしていたことも強調した。

さらに、この痛ましい事件後も、体調不良を訴える心臓の弱い被收容者を職員複数で無理やり制圧したり、炎症を起こして足の痛みを訴える被收容者に医師が「命に関わらないから」と発言して何ら医療を施さなかつたりした例など、收容現場の医療が改善される様子がないことについて具体的な報告をいただいた。

その後、この3名の報告者がパネリストとなり、佐藤暁子国内人権機関実現委員会委員(東京弁護士会)のコーディネーターで、「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」と題するパネルディスカッションが開かれた。

そして、既に128か国(2021年12月時点)で国内人権機関が設置されており、かかる機関を持たない日本は国連条約機関やUPR(国連人権理事会の普遍的定期的審査)で何度も設置するよう勧告を受けていると指摘し、加えて、裁判では、解決までに時間がかかったり人権侵害が起きた後の事後的な解決が主となったりして人権侵害自体を解決するのが難しいこと、法務省人権擁護局への人権救済申立ては独立性が保証されていないことなど既存の方法では不十分であるとして、国内人権機関設立の必要性を訴えた。

また、他国の実例として、オーストラリア人権委員会の勧告が入管制度の改善に機能している事例を紹介した。

最後に、白委員は、国内人権機関は入管收容に関する問題だけではなく、子どもの人権、障害のある人に対する差別、女性に対する差別、特定の民族的少数者に対する差別など様々な人権問題を解決するための大きな武器となるとして、聴取者に向け、是非声をあげて協力してほしいと述べた。

その後、小池振一郎国内人権機関実現委員会委員長(第二東京弁護士会)が開会挨拶を行った。

本シンポジウムには、Zoomによる参加を中心として、国会議員を含め約120名の参加があった。

最後に、小池委員長が、国内人権機関(「国家人権機関、独立人権委員会」)の設置について、国連人権条約機関が何度も日本政府に勧告し、人種差別撤廃委員会は、2012年に国会に提出された人権委員会設置法案を速やかに採択するようにと勧告しているのに対して、日本政府は今でも「フォローアップ」することを受け入れる」と前向きな発言を繰り返していることから、書籍「国際水準の人権保障システムを日本に」(日弁連第62回人権擁護大会シンポジウム第2分科会実行委員会編・明石書店)を手に携え、世論に訴えて早期設置を実現したいと決意を述べた。

最後に、白委員は、国内人権機関は入管收容に関する問題だけではなく、子どもの人権、障害のある人に対する差別、女性に対する差別、特定の民族的少数者に対する差別など様々な人権問題を解決するための大きな武器となるとして、聴取者に向け、是非声をあげて協力してほしいと述べた。

「入管收容の現状」名古屋入管死亡事件を中心に」駒井知会弁護士

「支援者から見た外国人收容の実態」について 千種朋恵氏

「日弁連報告」国内人権機関について 白承豪委員

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士

「入管收容の現状」名古屋入管死亡事件を中心に」駒井知会弁護士

「支援者から見た外国人收容の実態」について 千種朋恵氏

「日弁連報告」国内人権機関について 白承豪委員

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士

「入管收容の現状」名古屋入管死亡事件を中心に」駒井知会弁護士

「支援者から見た外国人收容の実態」について 千種朋恵氏

「日弁連報告」国内人権機関について 白承豪委員

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士

「入管收容の現状」名古屋入管死亡事件を中心に」駒井知会弁護士

「支援者から見た外国人收容の実態」について 千種朋恵氏

「日弁連報告」国内人権機関について 白承豪委員

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士

「入管收容の現状」名古屋入管死亡事件を中心に」駒井知会弁護士

「支援者から見た外国人收容の実態」について 千種朋恵氏

「日弁連報告」国内人権機関について 白承豪委員

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士

「入管收容の現状」名古屋入管死亡事件を中心に」駒井知会弁護士

「支援者から見た外国人收容の実態」について 千種朋恵氏

「日弁連報告」国内人権機関について 白承豪委員

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士



パネルディスカッションの様子

最後に、小池委員長が、国内人権機関(「国家人権機関、独立人権委員会」)の設置について、国連人権条約機関が何度も日本政府に勧告し、人種差別撤廃委員会は、2012年に国会に提出された人権委員会設置法案を速やかに採択するようにと勧告しているのに対して、日本政府は今でも「フォローアップ」することを受け入れる」と前向きな発言を繰り返していることから、書籍「国際水準の人権保障システムを日本に」(日弁連第62回人権擁護大会シンポジウム第2分科会実行委員会編・明石書店)を手に携え、世論に訴えて早期設置を実現したいと決意を述べた。

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士は、2020年、国連懲戒的拘禁作業部会が、医師によるチェックもなく、收容期限がない入管收容を国際人権法違反として正告したが、日本政府は無視しており、入管收容をチェックする機関が日本にはなく、国内人権機関があれば、ウイシユマさんは救済申立ができ、広く市民に知らせることができたと述べた。

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士は、2020年、国連懲戒的拘禁作業部会が、医師によるチェックもなく、收容期限がない入管收容を国際人権法違反として正告したが、日本政府は無視しており、入管收容をチェックする機関が日本にはなく、国内人権機関があれば、ウイシユマさんは救済申立ができ、広く市民に知らせることができたと述べた。

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士は、2020年、国連懲戒的拘禁作業部会が、医師によるチェックもなく、收容期限がない入管收容を国際人権法違反として正告したが、日本政府は無視しており、入管收容をチェックする機関が日本にはなく、国内人権機関があれば、ウイシユマさんは救済申立ができ、広く市民に知らせることができたと述べた。

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士は、2020年、国連懲戒的拘禁作業部会が、医師によるチェックもなく、收容期限がない入管收容を国際人権法違反として正告したが、日本政府は無視しており、入管收容をチェックする機関が日本にはなく、国内人権機関があれば、ウイシユマさんは救済申立ができ、広く市民に知らせることができたと述べた。

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士は、2020年、国連懲戒的拘禁作業部会が、医師によるチェックもなく、收容期限がない入管收容を国際人権法違反として正告したが、日本政府は無視しており、入管收容をチェックする機関が日本にはなく、国内人権機関があれば、ウイシユマさんは救済申立ができ、広く市民に知らせることができたと述べた。

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士は、2020年、国連懲戒的拘禁作業部会が、医師によるチェックもなく、收容期限がない入管收容を国際人権法違反として正告したが、日本政府は無視しており、入管收容をチェックする機関が日本にはなく、国内人権機関があれば、ウイシユマさんは救済申立ができ、広く市民に知らせることができたと述べた。

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士は、2020年、国連懲戒的拘禁作業部会が、医師によるチェックもなく、收容期限がない入管收容を国際人権法違反として正告したが、日本政府は無視しており、入管收容をチェックする機関が日本にはなく、国内人権機関があれば、ウイシユマさんは救済申立ができ、広く市民に知らせることができたと述べた。

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士は、2020年、国連懲戒的拘禁作業部会が、医師によるチェックもなく、收容期限がない入管收容を国際人権法違反として正告したが、日本政府は無視しており、入管收容をチェックする機関が日本にはなく、国内人権機関があれば、ウイシユマさんは救済申立ができ、広く市民に知らせることができたと述べた。

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士は、2020年、国連懲戒的拘禁作業部会が、医師によるチェックもなく、收容期限がない入管收容を国際人権法違反として正告したが、日本政府は無視しており、入管收容をチェックする機関が日本にはなく、国内人権機関があれば、ウイシユマさんは救済申立ができ、広く市民に知らせることができたと述べた。

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士は、2020年、国連懲戒的拘禁作業部会が、医師によるチェックもなく、收容期限がない入管收容を国際人権法違反として正告したが、日本政府は無視しており、入管收容をチェックする機関が日本にはなく、国内人権機関があれば、ウイシユマさんは救済申立ができ、広く市民に知らせることができたと述べた。

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士は、2020年、国連懲戒的拘禁作業部会が、医師によるチェックもなく、收容期限がない入管收容を国際人権法違反として正告したが、日本政府は無視しており、入管收容をチェックする機関が日本にはなく、国内人権機関があれば、ウイシユマさんは救済申立ができ、広く市民に知らせることができたと述べた。

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士は、2020年、国連懲戒的拘禁作業部会が、医師によるチェックもなく、收容期限がない入管收容を国際人権法違反として正告したが、日本政府は無視しており、入管收容をチェックする機関が日本にはなく、国内人権機関があれば、ウイシユマさんは救済申立ができ、広く市民に知らせることができたと述べた。

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士は、2020年、国連懲戒的拘禁作業部会が、医師によるチェックもなく、收容期限がない入管收容を国際人権法違反として正告したが、日本政府は無視しており、入管收容をチェックする機関が日本にはなく、国内人権機関があれば、ウイシユマさんは救済申立ができ、広く市民に知らせることができたと述べた。

「入管收容問題において国内人権機関の果たしうる役割は？」駒井知会弁護士は、2020年、国連懲戒的拘禁作業部会が、医師によるチェックもなく、收容期限がない入管收容を国際人権法違反として正告したが、日本政府は無視しており、入管收容をチェックする機関が日本にはなく、国内人権機関があれば、ウイシユマさんは救済申立ができ、広く市民に知らせることができたと述べた。